

自然災害発生時等における大学院授業の休講等の措置に関する内規

平成24年7月11日 大学院代表者会議 制定

(目的)

第1条 この内規は、台風・地震等自然災害発生時等における学生及び教職員の安全確保のため、大学院授業の休講等の措置について必要な事項を定める。

(休講措置)

第2条 大学院の各キャンパスが次のいずれかに該当する場合、当該キャンパスにおける大学院の授業は、休講とする。

- (1) 当該キャンパスの所在地又はその周辺に暴風警報等の気象警報が出され、休講とすることが適切であると大学院長が判断した場合。
- (2) 当該キャンパス所在地又はその周辺の交通機関が、自然災害やストライキ等のために不通となり、休講とすることが適切であると大学院長が判断した場合。

2 大学院長が不在の場合には、副大学院長又は専攻主任のいずれかが休講の判断を代行できるものとする。

(休講措置の解除)

第3条 第2条に基づき授業を休講とした後、気象警報が解除されるか又は交通機関の運行が再開され、授業を実施することが適切であると大学院長が判断した場合には、当該キャンパスにおける休講措置を解除し、大学院長が適切と判断する時限から授業を実施する。

2 大学院長が不在の場合には、副大学院長又は専攻主任のいずれかが授業実施に係る判断を代行できるものとする。

(遠隔授業の扱い)

第4条 第2条に基づき、いずれかのキャンパスが休講措置を講じた場合の遠隔授業の取扱いについては、原則として以下の通りとする。

- (1) 遠隔授業の送信側キャンパス(教員がいる側のキャンパス)が休講措置を講じた場合、当該授業は、全キャンパスにおいて休講とする。
- (2) 遠隔授業の受信側キャンパス(教員がいない側のキャンパス)が休講措置を講じた場合、当該授業は、休講措置をとったキャンパスでのみ休講とし、他のキャンパスでは通常通り授業を実施する。

(休講措置に関する情報の周知)

第5条 第2条に基づく休講措置を決定した場合には、以下の手段により速やかに休講の周知を行う。

第3条に基づき休講措置を解除し、授業を実施する場合にも同様とする。

- (1) 大学院から個別に在学生に付与している Gmail アドレスへの一斉メール配信。
- (2) Web 上の院生掲示板への情報掲載。
- (3) 休講措置をとる当該キャンパスにあっては、必要に応じてキャンパス内の掲示板及び入口等への掲示。

(休講措置を講じた授業科目等の扱い)

第6条 第2条に基づき休講措置を講じた授業科目については、各授業担当教員の判断により後日補講等を行う。

2 休講措置を講じない授業科目であっても自然災害の影響や公共交通機関の運休等のやむを得ない事情により授業を欠席したもの及び一部のキャンパスのみで休講措置を講じたために遠隔授業科目を受講できなかったものについては、各授業担当教員の判断により受講上の不利益にならないように配慮する。

(定期試験及び実習の扱い)

第7条 自然災害発生時等における取扱いは、定期試験及び実習についても原則として同様とする。

ただし、臨地実習中止の判断については、当該実習の担当教員が当該分野責任者と協議の上で判断できるものとする。

(不測の事態への対応)

第8条 ここに定める以外の不測の事態への対応については、大学院長及び大学院長が指名する者の協議により、対応を決定する。

附 則

本内規は、平成24年7月11日から施行する。